

## 錯誤 宅建 H10-07-4 <<#868>>

【問】正誤をつけよ。

Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した。AのBに対する売却の意思表示には、それに対応する意思を欠く**錯誤**があり、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なものである場合**、Aは、**売却の意思表示を取り消すことができるが**、Aに**重大な過失があったときは**、**取り消すことができない**。

★ **錯誤**

< **重要なもの** > + 表意者・無**重**過失  
⇒ 表意者・取消可

【答え】正しい

≪ポイント≫ **錯誤** 【宅建★入門】

- 1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消すことができる**。
  - 一 意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**（表示行為の**錯誤**）
  - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が**真実に反する錯誤**（**動機の錯誤**）
- 3 **錯誤**が**表意者の重大な過失によるもの**であった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の**取消しをすることができない**。
  - 一 相手方が表意者に**錯誤があることを知り**、又は**重大な過失によって知らなかったとき**。
  - 二 相手方が表意者と同一の**錯誤に陥っていたとき**。（**共通錯誤**）（民法95条1項、3項）